

さつきの里通所リハビリテーション 運営規程

社会福祉法人 皐仁会

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人阜仁会が開設するさつきの里クリニックが行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「(介護予防) 通所リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、(介護予防) 通所リハビリテーションの医師及び理学療法士又は作業療法士、看護師等、その他の従業者（以下「医師等の従業者」という。）が、要支援状態（以下「要支援状態」という。）にあり、医師が（介護予防）通所リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な（介護予防）通所リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 （介護予防）通所リハビリテーションの事業は、利用者が要支援状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 （介護予防）通所リハビリテーションは利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 （介護予防）通所リハビリテーションは、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【従業者の職種、員数、及び職務内容】

第3条 当該（介護予防）通所リハビリテーションに勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 医師1名（専任）…管理者は、当該通所リハビリテーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たり、医師として利用者の心身の状態を管理するものとする。

2 作業療法士または理学療法士2名以上（常勤・非常勤）…医師の管理の下に作業療法及び理学療法を提供するとともに通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

3 管理栄養士1名以上（兼務）…医師の指示の下に昼食の提供とともに栄養管理の提供に当たるものとする。

4 介護職員7名以上…医師、理学療法士又は作業療法士、看護師等の指示の下に介護の提供に当たるとともに、利用者の自宅までの車両による送迎を行なうものとする。

【営業日及び営業時間】

第4条 当該（介護予防）通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。（祝祭日を含む。）

但し、12月30日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

- 3 サービス提供時間 午前9時45分から午後4時15分までとする。
- 4 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【利用定員】

第5条 当該（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員は1日につき48名までとする。

【サービスの内容】

第6条 当該（介護予防）通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 医師の診察又は理学療法士及び作業療法士の運動機能検査、作業能力検査を基に
（介護予防）通所リハビリテーション計画の作成。
- 2 （介護予防）通所リハビリテーション計画に従い下記項目のリハビリテーションの実施。
 - ① 看護師等による健康チェック
 - ② リハビリテーション（理学療法・作業療法・集団体操等）
 - ③ 趣味活動療法（絵・書道・読書・音楽鑑賞等）
 - ④ 入浴
 - ⑤ 食事（昼食）の提供
 - ⑥ レクリエーション療法
 - ⑦ お茶会、おやつ等、自由時間
 - ⑧ 送迎

【利用料等】

第7条 当該（介護予防）通所リハビリテーションの利用料、その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領分 介護報酬上の告示上の額
- 2 法定代理受領分以外 介護報酬上告示上の額
- 3 前二項の支払いを受ける額の外、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利者から受けることができる。
 - 一 利用者の選定により通常の利用者の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
 - ① 実施地域から片道おおむね10キロメートル以内 500円
 - ② 実施地域から片道おおむね10キロメートル以上 1,000円
 - 二 （介護予防）通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定介護予防通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の利用者の指定介護予防通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用。
 - 三 おむつ代、その他（介護予防）通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。（利用者本人が持参した場合はこの限りでない。）

おむつ代	1枚につき	紙パンツ	200円
		尿とりパット	100円

日用品代	1日につき	200円
四 食事代（食材料費含む）	1食につき	790円

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得なければならない。

【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は白井市、印西市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市の区域とする。

【サービスの利用に当たっての留意事項】

第9条 サービスの利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 当該（介護予防）通所リハビリテーションを利用する場合は被保険者証を提示しなければならない。
- 2 当該（介護予防）通所リハビリテーションの利用が必要なくなったと医師により判断された場合は速やかに利用の停止をしなければならない。
- 3 正当な理由なしに当該（介護予防）通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるときは、当該（介護予防）通所リハビリテーション、市町村等の意見、指示に従わなければならない。
- 4 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとすることはできない。

【非常災害対策】

第10条 当該（介護予防）通所リハビリテーションは非常災害に備えるため、さつきの里防災計画を基本として定期的に年2回以上の避難、救出の訓練を実施する。

【その他運営に関する重要事項】

第11条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- 1 提供拒否の禁止
当該（介護予防）通所リハビリテーションは正当な理由なく指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 2 サービス提供困難時の対応
当該（介護予防）通所リハビリテーションは事業地域等を勘案し、自ら適切な（介護予防）通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合又は（介護予防）通所リハビリテーションの定員を超えた場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡を行い、又は他の適当な（介護予防）通所リハビリテーションを紹介する等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 秘密保持等
当該（介護予防）通所リハビリテーションの医師等の従業者は、正当な理由

なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

4 居宅介護支援事業者等との連携

当該（介護予防）通所リハビリテーションは指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

当該（介護予防）通所リハビリテーションは、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該介護予防通所リハビリテーションを利用させることの対賞として、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

6 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

②虐待の防止のための指針を整備するものとする。

③虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

④前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

（2）事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

7 損害賠償

当該（介護予防）通所リハビリテーションは、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人皐仁会と（介護予防）通所リハビリテーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

9 サービス提供の場所、名称は次の通りである。

千葉県白井市笹塚 3-25-1 さつきの里クリニック

附 則

この規程は、2016年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年10月1日から施行する。